行政文書開示請求書

平成 28 年 12 月 1日

(実施機関名)

江戸川区長、江戸川区教育委員会、江戸川区 選挙管理委員会、江戸川区監査委員、江戸川 区農業委員会、江戸川区議会のいずれか

殿

氏 名 江戸川 太郎

住 所(〒132-8501)江戸川区中央1-4-1

連絡先電話番号 03-3652-1151

「法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事[™] 業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

江戸川区情報公開条例第6条第 1 項の規定に基づき、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求する行政文書の件名又は内容

行政文書を特定するために必要な事項(文書の件名、対象とする情報の内容、時期、場所、担当課など)を、できるだけ具体的に書いてください。詳細が分からないときは、事前にその情報を保有する課(それがわからない場合は総務課文書係)までお問合せください。

い。 「区が保有する全ての文書」といった請求は、文書が特定できませんので、受け付けられません。このような請求に対しては、補正を求めることとなります。

開 示 の 方 法 (希望するいずれかの番号を で囲んでください。)

(画面上で入力する場合は、チェックマークとなります。)

閲覧 2 視聴 3 写しの交付 閲覧してから写しの交付を受ける文書を決めたい場合 は、「閲覧」を選択してください。

請求の目的・理由 (さしつかえなければ記入してください。)

さしつかえない範囲で記入してください。

費 用 負 担 の 上 限 (希望する場合は記入してください。)

3,000 円までとし、当該費用を超える場合は、連絡を希望します。

開示請求に係る費用については、「行政文書開示請求手 続について」のページをご覧ください。

者

担 当 部 課

実施機関記入欄です。

電話番請求者は記入しません。

備考

(注) 1 行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担となります。

- 2 行政文書の閲覧は、無料です。ただし、請求する行政文書に個人情報等の不開示情報が含まれ、被覆の処理(黒塗り等)をした場合は、被覆の処理に要する費用が開示請求者の負担となります。
- 3 開示を受ける期間は、開示決定の通知があった日から3箇月以内となります。
- 4 正当な理由がなく3箇月以内に開示を受けない場合は、開示を受けたものとみなし、被覆の処理又は写しの作成に要した費用を負担いただきます。
- 5 開示対象の行政文書を閲覧したうえで、写しの交付を希望する場合、開示の方 法は閲覧を選択してください。